建設キャリアアップシステムシンボルマークの使用について

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）シンボルマークのご使用に当たっては、以下の事項を遵守いただき、ホームページやパンフレット、名刺などに広くご活用ください。

詳細につきましては、「（別紙）建設キャリアアップシステムシンボルマーク使用条件」をご参照願います。

① 以下の者については、「（別紙）建設キャリアアップシステムシンボルマーク使用条件」に記載した範囲内に限り、CCUS シンボルマーク使用許諾申請書の提出を求めずに、シンボルマークの使用を認めます。

１）登録事業者、登録技能者

２）認定登録機関、登録支援機関、就業履歴データ登録標準 API 連携認定システムの運営者、認定アドバイザー、CCUS 応援団、CCUS 登録教育訓練機関

３）運営協議会の会員団体（当該団体の会員となっている団体は含みますが、個別企業は含みません）

４）公共工事の発注者※

※「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」第二条第二項で定める「国、特殊法人等又は地方公共団体」

② 上記に該当しない者であっても、「（別紙）建設キャリアアップシステムシンボルマーク使用条件」に基づき、基金の許諾を受けていただくことで、シンボルマークの使用が可能です。

③ シンボルマークを使用する際には、使用目的・用途に照らし適切な文言を併記できるものとします。ただし、下記に該当する文言を記載することはできません。

１）CCUS に登録していない事業者又は技能者が CCUS に登録していることを想起させる文言

２）認定登録機関、登録支援機関、就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム、認定アドバイザー、CCUS 応援団、CCUS 登録教育訓練機関以外の者が CCUS に認定を受けていることを想起させる文言

「建設キャリアアップシステムシンボルマーク」の電子データ及び「CCUS シンボルマーク使用許諾申請書」は、CCUS のホームページ（https://www.ccus.jp/p/info）からダウンロードしてご使用ください。

別 紙

建設キャリアアップシステムシンボルマーク使用条件

一般社団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が管理する建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」という。）のシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用許諾について、以下のとおり定める。

１　ＣＣＵＳに登録された事業者及び技能者は、当該登録に係る有効期間内において、当該登録が行われている旨の表示又はＣＣＵＳの普及を目的として、シンボルマークを使用できるものとする。

２　ＣＣＵＳ事業本部による認定等を受けた者（認定登録機関、登録支援機関、就業履歴データ登録標準ＡＰＩ連携認定システムの運営者、認定アドバイザー、CCUS 応援団、CCUS 登録教育訓練機関に限る。）は、当該認定等が有効に存続している期間内において、当該認定等が行われている旨の表示又はＣＣＵＳの普及を目的として、シンボルマークを使用できるものとする。

３　ＣＣＵＳ運営協議会の会員団体（当該団体の会員団体を含む。ただし、個別企業は除く。）は、ＣＣＵＳの普及を目的として、シンボルマークを使用できるものとする。

４　公共工事の発注者（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第２項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体」をいう。）は、公共工事の適切な施工の促進、ＣＣＵＳの普及等を目的として、シンボルマークを使用できるものとする。

５　１から４までによりシンボルマークを使用する場合においては、使用許諾の申請を行うことを要しない。

６　１から４までのほか、基金は、使用目的、用途等に照らし適切と認める範囲内において、シンボルマークの使用を許諾することができる。この場合、許諾を受けようとする者は、別記様式の「ＣＣＵＳシンボルマーク使用許諾申請書」を基金に提出しなければならない。

７　前項の許諾には、必要な条件を付することができる。また、許諾の有効期間は、許諾の日より５年間とする。

８　シンボルマークの使用に当たっては、基金の定める「建設キャリアアップシステムシン

ボルマークご利用マニュアル」を遵守しなければならない。

９　シンボルマークの使用に当たっては、その使用目的に照らし適切な文言を併記できるものとする。ただし、以下に該当する文言を記載することはできない。

１）CCUS に登録していない事業者又は技能者が CCUS に登録していることを想起させる文言

２）認定登録機関、登録支援機関、就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム、認定アドバイザー、CCUS 応援団、CCUS 登録教育訓練機関以外の者が CCUS に認定を受けていることを想起させる文言

10　シンボルマークの使用に関し本使用条件に違反する行為があった場合には、基金は、シンボルマークを使用する者に対し、シンボルマークの使用許諾の取消、シンボルマークの使用の差止めその他の措置を講じることができる。

11　CCUS シンボルマークの商標登録（登録第 6096726 号）が日本国内にのみ有効であることから、本条件の許諾範囲は日本国内とする。

以上